

# 市町村合併における適正処理の継続

広環協 規制緩和対策部会



規制緩和対策部会  
部会長 沈 勝 義

## 平成の大合併

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）における市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）を改正し、平成十一年七月十六日公布、原則として同日施行しました。これは、平成十七年三月三十一日までの時限法であり、それまでに行われた市町村の合併について特例措置を適用するものです。

広島県においても、

いわゆる「平成の大合併」と言われる市町村合併が、広範囲に取り上げられ、全国的に見ても数多くの合併推進地域を抱えています。これらの背景には、国や地方自治体の厳しい財政状況があり、小規模な自治体ほど財政基盤が脆弱であり、国の補助に頼らざるを得ないのが現状と言えます。そこで、合併によりその基盤を強化し、効率化を図ることによって行政サービスを維持・向上させることが求められています。

## 7条許可の取扱い

す。しかし、経済効果ばかり追求することば、本町の行政運営に

市町村合併と言うのはこれまでの行政の枠組みを変更することであり、ともすれば単に行政の垣根を取り払うことになりかねません。廃棄物処理行政の面から考えると、これは大変間違った問題を引き起こすこととなります。

現在、一般廃棄物、特に廃棄物の処理及び清掃に関する第七条許可によるし尿及び浄化槽汚泥は、各市町村の処理責任のもと処理計画に基づき、適正に処理されています。もし市町村合併により許可区域の根拠無き変更が行なわれることになれば、誰がどのように処理するのか不透明になり、廃棄物の適正処理という観点からはとても容認できるものではありません。

本来、一般廃棄物処理行政は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）の目的である「国民の生活環境保全及び公衆衛生の向上を図る」ことを前提とした適正処理の確保を目的に進められるべきであり、これまで現行の体制により一般廃棄物が適正に処理されてきたことを踏まえるならば、市町村の枠組みが変わったとしても、いきなり一般廃棄物処理業の許可または委託の区域が変更されるといった無謀な政策は取られるべきではないでしょう。

当然合併調印までには、あらゆる方向から合併協議が重ねられるはずですが、特に一般廃棄物処理行政にあっては、経済効果のみ追求するのではなく、住民の生活環境保全を目的とした法制定の趣旨を踏まえ、慎重に協議されるべきです。

（次頁参照）



発行者  
広島県環境整備事業協同組合  
〒730-0026  
広島市中区田中町5番9号  
TEL (082) 246-0340  
FAX (082) 248-1258

環境整備事業関係広報紙  
第9号  
本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃等の取扱業者による広報紙です。  
会員、関係企業に頒布しております。

### 目次

- 一面：市町村合併における適正処理の継続
- 二面：処理計画と適正処理
- 三면：2002年環境整備青年部全国研修会  
強化について  
広島協臨時総会開催報告  
全国環境整備第5回理事会報告
- 四面：農集排維持管理業務積算研修会参加報告

### 東急車輛の環境整備車両

- バキュームカー
- 汚泥吸排作業車
- 高圧下水管洗浄車

美しい時代へ—豊かさを造り、未来を創る—  
**東急車輛製造株式会社**  
〒154-0004 東京都世田谷区太子堂4-1-1 キャロットタワー  
TEL 03 (5431) 1082

水に命をあたえ、自然に帰す...  
それがハイライトの仕事です。

### 浄化槽用殺菌・消毒剤

## ハイライト®クリーン

〈特長〉  
1. 完全溶解性で、吸温性がほとんどなく、目詰りや膨張による棚吊りがありません。  
2. 有効塩素の安定性がよく、持続性の高い消毒効果が得られます。  
3. 作業性がよく簡便で経済的です。  
4. 強い雑菌力を発揮します。  
5. 用途に応じて、特色のある形状が揃っています。

〈浄化槽用殺菌消毒剤〉  
●ハイライト®クリーンS (ドーナツ型15g/錠) ●ハイライト®クリーンQ (ドーナツ型15g/錠) ●ハイライト®クリーンS-90 (ドーナツ型15g/錠) ●ハイライト®クリーンM-90 (円型扁平型30g/錠) ●ハイライト®クリーンC (ドーナツ型75g/錠) ●ハイライト®クリーンL-60 (ドーナツ型150g/錠) ●ハイライト®クリーンL-90 (ドーナツ型150g/錠) ●ハイライト®スティック (棒状型300g/錠) ●ハイライト®スティック45 (短棒状型45g/錠)

〈水処理用塩素剤〉  
●サンブライト90W (30g碁石型)  
※用途に応じて使用器具も取揃えています。

### 広島県販売代理店

## 山下薬品工業株式会社

広島市西区観音本町2-3-23

TEL 082 (232) 2286  
FAX 082 (232) 2289

### 処理計画と適正処理

市町村が廃掃法により策定を義務付けられた一般廃棄物処理計画は市町村の一般廃棄物処理の基礎となるものであり、その記載事項も定められています。処理計画は十年以上の目標を決めて基本的な事項を定める基本計画と、その実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画に分かれ、それぞれごみ処理と生活排水処理(し尿及び浄化槽汚泥を含む)に分けて策定すべきとなっております。処理計画には、発生量及び処理量の見込みについて、その種別、処理主体(直営、委託、許可、自家処理)、処理方法などを記載する他、複数の処理業者がある場合は区域を定める事もできます。

このように市町村の一般廃棄物処理にとって処理計画は最も重要な事項を定めたものであり、その処理計画を見れば市町村の一般廃棄物処理全体が把握し得るはずで、

ところが皆さんもご存じのとおり、多くの市町村ではごみの処理計画はともかく、し尿を含めた生活排水処理計画は極めて不十分であり、「〇〇トンの処理量を〇〇業者に許可(委託)して

収集運搬し処理場で処分する」という程度の記載を処理計画であるとしています。ごみ処理では当然である収集運搬の定期的な計画収集も定めて業者が押し付け、その結果多くの業者は現在もごみ以上に定期収集が可能なし尿、浄化槽汚泥の収集を住民からの電話注文によって行なうという非合理的な状態が続いています。さらに一部の市町村ではし尿、浄化槽汚泥収集の区域を定めず廃掃法第七条許可を複数業者に与え、業者の競争により汲取り手数料を押しさへこむという前近代的な事例もあり、何をどれだけ誰がどの様に処理するかを定めなければならぬ処理計画制定義務を無視した、処理責任放棄の無責任市町村もあります。

また、浄化槽清掃が浄化槽法三十五条による許可である事由理由にし尿と同様一般廃棄物である浄化槽汚泥の収集運搬も市町村の処理責任を忘れて自由競争的な許可業であるとする誤った解釈をしている県や市町村がまだにある事も理解に苦しみます。

適正な処理計画無くして適正な廃棄物処理はあり得ません。

(全国環境整備事業協同組合連合会 環境連合理化ハンドブック より抜粋)

### 一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について

昭和五十二年十二月四日  
環境第九四号 各都道府県知事宛厚生省  
環境衛生局水道環境部長通知  
改正 平二衛環二一

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてよりご尽力を願っているところであるが、今般市町村における一般廃棄物処理事業を適正に推進するために、一般廃棄物処理事業の改善並びに一般廃棄物の処理施設に係る適切な整備計画の立案及び適正な維持管理の実施等につき、左記のとおり留意事項を定め、これに基づき、貴管下市町村を指導されたい。

- 記
- 一 一般廃棄物処理計画に関する事。
    - (一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」といふ)第六第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」といふ)は、長期的視点に立つた市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(以下「一般廃棄物処理基本計画」といふ)及びこれに基づき年度毎に一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定めた計画(以下「一般廃棄物処理実施計画」といふ)とする事。
    - (二) 市町村はごみ及び生活排水(し尿、生活雑排水及び浄化槽汚泥等)をいう(以下同じ)の処理について、一般廃棄物
  - 二 一般廃棄物処理実績に関する事。
    - (一) 都道府県は、市町村において一般廃棄物処理実施計画に基づいて実施された前年度における処理の実績について、毎年四月末日までに市町村から報告を徴取する事。
    - (二) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事。
      - (一) 都道府県は、市町村の設置する一般廃棄物処理施設に、施設台帳を整備し、その設置状況を常に的確に把握しておく事。
      - (二) 都道府県は市町村から、その設置に係る一般廃棄物処理施設の維持管理にあたり行った放流水の水質、ばい煙等の検査結果の報告を一年に一度徴取する事。
  - 三 市町村は毎年度末までに、次年度に關するごみ及び生活排水の処理について一般廃棄物処理実施計画を策定すること。
  - 四 都道府県は、市町村が一般廃棄物処理基本計画を策定または改正する際には必要な助言、指導を行うとともに、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画を策定または改正した時にはそれを提出させ、市町村における一般廃棄物の処理の見通しを把握しておくこと。

受託分析・受託実験  
環境調査・環境アセスメント

**応援します!**  
**環境を支える**  
**確かな技術**

地球環境と人との優しい関係

株式会社  
**アサヒテクニクス**

本社 広島県大竹市晴海2-10-22  
TEL(0827)59-1800(代) FAX(0827)59-1805  
広島営業所 広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクスビル1F  
TEL(082)278-8822(代) FAX(082)278-8824

人と地球のいのちを守る



ニュープレスマスター(圧縮式ゴミ収集車)



ハイプレクリーナー(高圧洗浄車)



エコパネル付バキュームカー

《主な営業品目》

- |          |              |
|----------|--------------|
| 1.衛生車    | 1.圧力散水車      |
| 1.塵芥収集車  | 1.薬液散布車      |
| 1.汚泥車    | 1.ミルクローリー    |
| 1.高圧洗浄車  | 1.高速発酵処理装置   |
| 1.廃油ローリー | 1.リサイクル装置・施設 |
| 1.脱水処理車  | 1.入浴車        |
| 1.貯水槽清掃車 | 1.その他特殊車     |
| 1.給水車    | 架装全般         |

株式会社 **モリタ** エコノス事業本部

本部 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号  
ダイヤルイン 0729-95-0605

広島支店 〒739-0321 広島市安芸区中野6丁目9番20号  
電話 082-893-2231(代)  
FAX 082-893-1312



# 2002 環整連青年部全国研修会

## 下水道・集落排水処理事業から

### 浄化槽へ国の期待も高まる



田河慶太室長

特定地域生活排水処理事業（浄化槽市町村整備推進事業に名称変更）は

国の来年度予算において大幅に増加されることとなった。この特定地域生活排水処理事業は、合併浄化槽が下水道と同等の処理性能を有する施設として評価され、平成六年に国庫補助対象となり市町村が事業主体となった合併処理浄化槽を面的に整備するものである。市町村の生活排水処理対策において、家屋密度、地形等を考慮した場合、下水道、農集に代表される集合処理に比べ、合併浄化槽における個別処理が財政上非常に有利であることが注目されている。整備手段としても、これまでの個人設置に比べ、市町村設置である特定地

域生活排水処理事業のほうが個人負担が軽くなり、生活排水処理に對し理解を得やすいといった面もある。この事業に對する国の期待も伺える予算編成となった。

こうした背景の中、二月十九日東京都内において、環整連青年部全国研修会が開催され広島県からは、鉄本青年部長をはじめ十数名が参加した。研修会は全国環整連、岡光義青年部長、全国環整連、八田富夫会長の挨拶で幕をあげた。第一部講演では「廃棄物・リサイクル制度の基本問題について」をテーマに、環境省浄化槽推進室 田河慶太室長が講演を行われた。講演は「廃棄物のリサイクル市場の流れとしては、一般的に低コスト有利となっている。結果的に低コスト化により一部

生活排水処理の推進が図られることと期待している。」と浄化槽に對する期待の大きさがうかがえる内容となった。引き続き、財団法人日本環境整備教育センター 国安克彦調査研究部長による、第二部の講演「これからの生活排水処理事業について」が行われた。国安部長は、浄化槽が期待されるようになってきた背景を踏まえ、「今後の生活排水処理事業における特定地域生活排水処理事業の役割が大きくなっていくと思うが、適正な維持管理体制が求められる。維持管理データの電子化を含め、浄化槽という道具を使った地場産業の育成と、地域環境の保全を進めていくことを皆さんとやってい

きたい。」と講演を締めくくられた。事例として熊本県の青年部長により「熊本県の特定地域生活排水処理事業状況報告」が発表された。山田幹二副部長から「我々青年部員が今やるべきことはたくさんあるが、まず本日頂いた情報を十分理解することが必要。更なる情報の共有化が重要と思える。」との閉会の挨拶で研修会は終了した。

去る平成十五年一月二十三日、東京如水会館にて全国環整連第五回理事會が開催され、広環協から三井理事長が出席された。まず、青森県に提出された「合併処理浄化槽にかかる補助率堅持の要望書の提出について」全環連八田会長と青森県環整協谷川理事長より報告がなされた。これは青森県が平成十五年度予算において合併浄化槽設置整備事業の県費補助を従来

の三分の一とするという報道を受け、これに抗議し、補助率堅持の要望をしたものであった。国からの予算が増える中、県の財政が厳しいというだけの理由で県費補助を削減しようとする県は青森

県だけでなく、合併浄化槽の普及にストップをかけるこういった政策に對し全環連としてはこれからも断固要望していくというところであった。次に「環整連農集排積算基準及びアンケート集計結果について」ということで、玉川浄化槽対策委員長より、全環連組合員に對するアンケート集計の結果を農集排維持管理業務作業部会で検討したところ、JARUS発行の「日本農業集落排水協会処理施設に関する保守点検費及び技術管理費算定のための参考資料（素案）」を使い試算・運用することが判明したという内容のもので、これを

運用していくための研修会を二月六日に岐阜県で行うという報告をされた。また他の議案として「会長選挙執行規約の承認について」、「環整連出資金の統一化について」、「山梨県内のし尿処理業者の状況報告について」、「淡路環境整備事業協同組合の加入時期等の確認について」等慎重審議がなされた。

市町村設置である特定地

域生活排水処理事業のほうが個人負担が軽くなり、生活排水処理に對し理解を得やすいといった面もある。この事業に對する国の期待も伺える予算編成となった。

こうした背景の中、二月十九日東京都内において、環整連青年部全国研修会が開催され広島県からは、鉄本青年部長をはじめ十数名が参加した。研修会は全国環整連、岡光義青年部長、全国環整連、八田富夫会長の挨拶で幕をあげた。第一部講演では「廃棄物・リサイクル制度の基本問題について」をテーマに、環境省浄化槽推進室 田河慶太室長が講演を行われた。講演は「廃棄物のリサイクル市場の流れとしては、一般的に低コスト有利となっている。結果的に低コスト化により一部

生活排水処理の推進が図られることと期待している。」と浄化槽に對する期待の大きさがうかがえる内容となった。引き続き、財団法人日本環境整備教育センター 国安克彦調査研究部長による、第二部の講演「これからの生活排水処理事業について」が行われた。国安部長は、浄化槽が期待されるようになってきた背景を踏まえ、「今後の生活排水処理事業における特定地域生活排水処理事業の役割が大きくなっていくと思うが、適正な維持管理体制が求められる。維持管理データの電子化を含め、浄化槽という道具を使った地場産業の育成と、地域環境の保全を進めていくことを皆さんとやってい

きたい。」と講演を締めくくられた。事例として熊本県の青年部長により「熊本県の特定地域生活排水処理事業状況報告」が発表された。山田幹二副部長から「我々青年部員が今やるべきことはたくさんあるが、まず本日頂いた情報を十分理解することが必要。更なる情報の共有化が重要と思える。」との閉会の挨拶で研修会は終了した。

去る平成十五年一月二十三日、東京如水会館にて全国環整連第五回理事會が開催され、広環協から三井理事長が出席された。まず、青森県に提出された「合併処理浄化槽にかかる補助率堅持の要望書の提出について」全環連八田会長と青森県環整協谷川理事長より報告がなされた。これは青森県が平成十五年度予算において合併浄化槽設置整備事業の県費補助を従来

の三分の一とするという報道を受け、これに抗議し、補助率堅持の要望をしたものであった。国からの予算が増える中、県の財政が厳しいというだけの理由で県費補助を削減しようとする県は青森

県だけでなく、合併浄化槽の普及にストップをかけるこういった政策に對し全環連としてはこれからも断固要望していくというところであった。次に「環整連農集排積算基準及びアンケート集計結果について」ということで、玉川浄化槽対策委員長より、全環連組合員に對するアンケート集計の結果を農集排維持管理業務作業部会で検討したところ、JARUS発行の「日本農業集落排水協会処理施設に関する保守点検費及び技術管理費算定のための参考資料（素案）」を使い試算・運用することが判明したという内容のもので、これを

運用していくための研修会を二月六日に岐阜県で行うという報告をされた。また他の議案として「会長選挙執行規約の承認について」、「環整連出資金の統一化について」、「山梨県内のし尿処理業者の状況報告について」、「淡路環境整備事業協同組合の加入時期等の確認について」等慎重審議がなされた。

運用していくための研修会を二月六日に岐阜県で行うという報告をされた。また他の議案として「会長選挙執行規約の承認について」、「環整連出資金の統一化について」、「山梨県内のし尿処理業者の状況報告について」、「淡路環境整備事業協同組合の加入時期等の確認について」等慎重審議がなされた。



国安克彦調査研究部長



2002 環整連青年部 全国研修会



### 広環協 臨時総会 開催報告

去る、二月二十日広島市内において広環協臨時総会が開催された。組合員八十三名中六十五名が参加し、議長に沈勝義氏が就任し、各議案について審議が行われた。第一号議案「今後の組合運営について」、第二号議案「倫理問題及び規約」

第三号議案「特別賦課金徴収と未払いについて」が審議され、第四号議案「その他」では理事長より全国環整連理事会の報告がなされた。報告事項を含め以上の議案について慎重審議され、十八時三十分閉会した。



## 全国環整連 第5回理事會報告

### 農集排維持管理業務・積算研修会参加報告

去る二月六日、岐阜県環境会館において全環連東海・近畿地区協議会を中心とする農集排の維持管理業務を調査したところ、委託金の格差が全国的に広がり過ぎていたため整理する必要がある。これについては行政も同調し、農水省が歩掛りの検討委員会を設置し環境連と協議し作成した。本日配布した資料の考案方は各地方自治体にも周知が図られており、来年度の積算の発行した算定資料を用い説明があり、その後実際の積算についての説明が行われた。最後に吉村副会長は「合特法の趣旨にかながみ農集排の業務を受注し、又農集排の歩掛りを研究していくことで組合組織の強化が図られる。」との挨拶で本研修会は閉会された。本研修会内容は、今後、当広環協においても研修会を開催することを予定しております。

### 単独処理浄化槽の密造を摘発

#### サンライイトなど17カ所に家宅捜査

単独処理浄化槽の密造を調査していた岐阜県警と福岡県警の合同捜査本部は十二月二日、福岡県北九州市小倉南区の浄化槽製造業者・(有)サンライイトを、認定を受けた型式以外の浄化槽を製造した疑いで家宅捜査した。同社の手嶋社長から事情聴取するとともに、単独処理浄化槽の販売業者、工事業者など十六カ所同時に家宅捜査し、販売ルートの解明を進めている。浄化槽法の適用による製造業者の摘発は初めて。摘発により解決が期待される違法浄化槽の製造・設置問題だが、サンライイトは「氷山の一角」との指摘もあり、今後さらに、その他の違法製造業者に対する捜査が進むものと考えられる。

調べによると、同社は浄化槽法が改正されて単独の設置が原則禁止された平成十三年四月から平成十四年四月頃までの一年間、北九州市内所在の工場で、国土交通省の認定を受けていない単独処理浄化槽を製造していた。同社は、理浄化槽を製造していた。捜査本部は同日、サンライイトの本社と製造工場のほか販売に関わっていた愛知県の実業業者などを一斉に捜査した。しかし、同社やその工場には、

単独処理浄化槽はすでに通省が「日本国内で単独処理浄化槽を製造する行為はすべてみなし浄化槽を製造しているもの」と解釈でき、型式認定を取得せずに製造すれば浄化槽法違反になる」との見解を示しており、今後同様の違法浄化槽の捜査が進むことも考えられる。

浄化槽関係団体ではこれまで、浄化槽法改正後も違法浄化槽が製造・設置されている事実を問題視して撤廃運動を続けてきた。サンライイトの摘発で一步前進したが、同様の違法製造業者はまだあるとの指摘もあり、今後の動向が注目される。

また今回、単独処理浄化槽の販売や工事業者にも捜査が及んでいる。これらの業者に直接の罰則はないが、悪質な場合は、工事業者の知事登録が取り消される可能性がある。

単独処理浄化槽の製造については、これまで違法性が明確に示されていなかったが、十一月一日号本誌の取材に対して国土交通省が「生活排水」二〇〇二年十二月十五日号より抜粋

化槽法違反の疑いで、北九州市小倉南区の(有)サンライイトと同社の手嶋社長を書類送検した。

調査によると、同社は平成十三年四月から平成十四年十一月頃までの間に、大臣認定を取得して

いない単独処理浄化槽を計七千五百三十四基製造していた疑い。これまでに、東海、九州、四国、三ルートで販売し続けていた。約一億四千万円の利益があったという。

手嶋社長は容疑を認め

業界誌「生活排水」二〇〇三年二月十五日号より抜粋

## パソコン版 『し尿／浄化槽業務管理システム』

この製品は、経済産業省特別認可法人【情報処理振興事業協会】の特定プログラム認定を受けた業種特化ソフトウェアです。

### メリット

パソコン版『し尿／浄化槽業務管理システム』は、得意先の管理から、作業計画→実績登録→請求書発行→入金→未収管理といった基幹業務に加え、届出資料発行、点検／清掃実績管理、金融機関との連携まで可能な、統合型業務パッケージです。

### ノウハウ

パソコン版『し尿／浄化槽業務管理システム』は、ウィンドウズ対応ソフト開発のノウハウを駆使し、業務シーンを意識したメニュー構成や、作業効率を重要視した入力画面を実現したことによる、初めての方でも操作可能な、統合型業務パッケージです。

### サービス

パソコン版『し尿／浄化槽業務管理システム』は、美しく詳細な操作説明書だけでなく、どんなに離れていても、リモート接続でソフトの取扱いからパソコン本体までサポートする安心サービスを満載した統合型業務パッケージです。

**顧客情報**

**取引履歴**

**残高照会**

**作業履歴**

資料請求・お問い合わせはこちらまで

**株式会社 ジーテック**  
〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13GO&DOビル4F  
Tel 082(504)0555 (代) Fax 082(504)0501  
URL http://www.gtec.co.jp E-mail gtecmail@mx.gtec.co.jp

## 悪臭防止・水質保全・分解促進に微生物が働く

微生物製剤なので環境にやさしく安全です。速効性があるので問題にすばやく対応できます。

浄化槽の微生物管理に

浄化槽用し尿分解剤  
アクセラゼ

浄化槽の速効消臭に

微生物利用持続型脱臭剤  
脱臭 アクセラゼ

浄化槽の悪臭対策に

浄化槽・汲排水トイレ脱臭剤  
マルトラゼ Q ミニ

**無臭元工業株式会社**  
MUSHUGEN INDUSTRIES Co., Ltd.

**広島県業業株式会社**  
本社 082-277-7700  
支店 084-957-2400